

お話し会のお知らせ

乳幼児から小学生(低学年程度)のお子さんとその保護者の方が対象です。参加料や事前申込は不要です。

六郷地区 わくわくおはなし「夢ふうせん」

日時 ● 1月8日(土) 午前10時30分～11時

会場 ● 学友館図書館内親子閲覧コーナー

※お話し会終了後に折り紙教室を行います。

今回のテーマは「ゆきうさぎ」です。

千畑地区 おはなしの会「しゃぼんだま」

日時 ● 1月8日(土) 午前10時～11時

会場 ● 千畑交流センター1階 第1和室

仙南地区 図書館ボランティア「紙ひこうき」

日時 ● 1月15日(土) 午後2時～3時

会場 ● 南ふれあい館(旧仙南交流センター)

1階第1和室

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

千畑交流センター ☎0187(85)2593

美郷町公民館 ☎0187(83)2280

スポーツ教室日程表

日にち	曜日	内 容	時 間	場 所
12月20日	月	ストレッチ教室	9:30～11:30	トレセン
12月22日	水	室内ウォーキング教室 エアロビクス教室 ストレッチ教室	9:30～11:30 13:30～14:30 19:00～21:00	リリオス トレセン 中央ふれあい館
12月23日	木	ストレッチ教室 エアロビクス教室	9:30～11:30 19:00～20:00	トレセン 中央ふれあい館
12月24日	金	室内ウォーキング教室	9:30～11:30	リリオス
12月28日	火	ストレッチ教室	9:30～11:30	中央ふれあい館
1月5日	水	室内ウォーキング教室 エアロビクス教室 ストレッチ教室	9:30～11:30 13:30～14:30 19:00～21:00	リリオス トレセン 中央ふれあい館
1月6日	木	ストレッチ教室 エアロビクス教室	9:30～11:30 19:00～20:00	トレセン 中央ふれあい館
1月8日	土	ニュースポーツ教室	9:30～11:30	トレセン
1月10日	月	ストレッチ教室	9:30～11:30	トレセン
1月11日	火	水中運動教室	10:15～11:15	サン・スポーツランド千畑
1月12日	水	室内ウォーキング教室 エアロビクス教室 ストレッチ教室	9:30～11:30 13:30～14:30 19:00～21:00	リリオス トレセン 中央ふれあい館
1月13日	木	ストレッチ教室 エアロビクス教室	9:30～11:30 19:00～20:00	トレセン 中央ふれあい館
1月15日	土	ニュースポーツ教室	9:30～11:30	トレセン
1月17日	月	ストレッチ教室	9:30～11:30	トレセン

料金表	教 室 内 容	料 金
	室内ウォーキング教室	200円
	ストレッチ教室、エアロビクス教室、 ニュースポーツ教室	300円
	水中運動教室	750円

問 美郷町総合型スポーツクラブ事務局 または
町教育委員会社会教育課 スポーツ振興班
☎0187(84)4916

65歳以上の障害者控除対象者認定について

所得税と町県民税の障害者控除は、障害者手帳をお持ちの方のほかに、「障がい者に準ずる者」として町長の認定を受けた方も対象になります。

町長の認定は、介護認定を受けた際の記録などをもとに決定します。認定を希望する方は申請手続きを行ってください。

障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示することで障害者控除を受けることができますので、上記の申請手続きは不要です。

申請先・問 町福祉保健課地域包括支援班 ☎0187(84)4907

NPO法人フラワーデザイン普及協会主催

お正月フラワーアレンジ講習会を開催します

花器・花代はかかりますが、講習料は無料です。

日時 ● 12月27日(月)午後5時30分～午後7時30分

会場 ● 名水市場湧太郎 2階会議室

花器・花代 ● 3,000円

持ち物 ● 花ばさみ

申込・問 フラワーデザイン普及協会 栗林 ☎090(2270)6644

アクアフローラ ☎0187(84)2666

名水市場湧太郎 新春もちつきを行います

名水市場湧太郎では、新春もちつきで、もちを振る舞います。各テナントも初売りを行います。みなさまのお越しをお待ちしています。

■もちつき(2回実施)

午前11時～、午後2時～

問 名水市場湧太郎 ☎0187(84)0020

雇用保険料が天引きされていたのに 雇用保険に"未加入"とされた方へ

離職者が雇用保険の基本手当(失業手当)を受けられる日数(所定給付日数)は、年齢や被保険者であった期間、離職の理由などによって決められます。

離職に伴って失業手当の給付を受けようとする際、雇用保険に加入していなければなりません。雇用主が雇用保険の加入の届け出を行っていなかった場合の取り扱いが今年10月1日から変わっています。

■これまで

雇用主が雇用保険の加入の届け出を行っていなかった場合、2年以内の期間に限り、遡って加入手続きが可能



■平成22年10月1日から

雇用保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合、2年を超えて遡って加入手続きが可能

対象になる場合は、2年を超えた期間について雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる書類(給与明細・源泉徴収票など)を持参して手続きを行ってください。

対象者 ● 平成22年10月1日以降に離職した方
・ 在職中の方

問 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335